

学校法人塚本学院公的研究費における不正防止等に関する規程

(平成27年4月1日制定)

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人塚本学院（以下「本学院」という。）の公的研究費における不正使用や不正行為又は不正使用や不正行為の疑いが生じた場合の調査及び措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、次のとおりとする。

- (1) 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金
 - (2) 地方公共財団からの助成金及び補助金
 - (3) 寄附金（助成団体等からの助成金を含む。）
 - (4) その他本学院の責任において管理すべき経費
2. この規程において「研究者等」とは、本学院の専任教育職員及び専任教育職員と共同で研究を行う全ての者をいう。
3. この規程において「構成員」とは、前項の研究者等及び本学院の公的研究費に関わる事務職員等研究事務に従事する全ての者をいう。
4. この規程において「不正使用」とは、実態を伴わない旅費や謝金の請求、架空請求による業者への預け金等、本学院の規程及び法令等に違反した使用をいう。
5. この規程において「不正行為」とは、研究者の故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を怠ったことにより、研究の立案、計画、実施、成果のとりまとめ（報告を含む。）の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。
- (1) 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成すること。）
 - (2) 改ざん（研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。）
 - (3) 盗用（他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。）
 - (4) 前3号に掲げる研究活動における不正行為と準ずる著しく悪質な行為（他の学術雑誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ及び悪質な意図に基づく論文等の不正引用など）

第2章 告発等の受付

(告発窓口)

第3条 学校法人塚本学院研究倫理規程第16条第5項の規定により、告発等を受け付ける窓口（以下「告発窓口」という。）を法人本部総務部総務課に置く。

(告発の受付・報告)

第4条 公的研究費における不正使用、不正行為等の疑いがあると思慮するときは、告発等を行うことができる。

2. 告発等の方法は、書面、ファクシミリ、電子メール、電話、面談により、直接告発窓口に行うものとする。
3. 告発等は、原則として告発したもの（以下「告発者」という。）の氏名、所属、住所等並びに不正使用、不正行為の態様、事案の内容等が明示されたものを受け付ける。ただし、告発者はその後の調査等において匿名を希望することができる。この場合において、当該告発者に対して本規程に規定する通知及び報告を行う。
4. 告発窓口は、匿名による告発があったときは、研究者等の不正使用、不正行為の態様、事案の内容等が明示され、証拠書類等の添付により相当の信憑性がある場合に限り、受け付けるものとする。この場合において、当該告発者に対して本規程に規定する通知及び報告は行わない。
5. 告発窓口に公的研究費における不正使用、不正行為等の告発があった場合は、担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に速やかに報告する。
6. 告発をした又は告発されたことを理由に、告発者及び告発の対象となった者（以下「被告発者」という。）に対して不利益な取り扱いをしてはならない。
7. 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

第3章 調査の実施等

(予備調査の実施)

第5条 最高管理責任者は、前条第5項の報告を受けたときは、告発等された事案に係る予備調査（以下「予備調査」という。）を行うか否かを統括管理責任者並びにその他最高管理責任者が指名した者と協議の上決定するものとする。

2. 統括管理責任者は、予備調査を行うと決定した場合は、統括管理副責任者、事務局長、関係部署の長又は関係部署の長に代わる者に予備調査を行わせることができるものとする。
3. 予備調査は、告発内容の合理性、本調査の可能性等について調査するものとし、30日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。

(本調査の通知・報告)

第6条 最高管理責任者は、前条第3項の報告に基づき、本調査を行うか否かを決定する。

2. 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、配分機関及び文部科学省に本調査を行う旨を報告する。
3. 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に対し、本調査を行うことを通知するものとし、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。
4. 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定した日から30日以内に調査を開始するものとする。

(調査委員会)

第7条 最高管理責任者は、前条において本調査を行うことを決定した場合、本調査のための調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接利害関係を有しない者のうちから、最高管理責任者が指名する。調査委員会の委員の半数は、本学院に属さない外部有識者でなければならない。

2. 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 委員長が指名する理事
 - (2) 委員長が指名する監事
 - (3) 法人本部及び事務局の関係部署から委員長が指名する者
 - (4) 学外の弁護士
 - (5) その他委員長が必要と認めた者
3. 調査委員会の委員長は、最高管理責任者が指名する委員をもって充てる。
4. 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名・所属を告発者及び被告発者に通知する。
5. 調査委員会の委員について、告発者及び被告発者（調査対象者）は、調査委員の通知の日から10日以内に異議申立てを行うことができる。
6. 前項の異議申立てがあったときは、最高管理責任者は調査委員会の委員について再指名できるものとする。
7. 最高管理責任者は、調査委員会の委員について再指名を行わない場合には、その旨を理由とともに異議申立てした者に通知するものとする。
8. 異議申立てをした者は、再度申立てをすることはできない。

(本調査の実施)

第8条 調査委員会は、当該告発された事案に係る不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の額等について調査を行う。

2. 調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
3. 調査委員会は、被告発者に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

4. 調査委員会は、必要に応じて、被告発者に対し公的研究費の使用停止を命ずることができる。
5. 調査委員会は、本調査の実施にあたり、被告発者に対して弁明の機会を与えなければならない。
6. 本調査に対し、告発者、被告発者その他当該告発等された事案に関係する者は誠実に協力しなければならない。
7. 告発者、被告発者その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。
8. 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

(証拠の保全)

第9条 調査委員会は、本調査にあたり、告発された事案に係る研究に関して、証拠となる資料等を保全する措置をとる。

(認定)

- 第10条 調査委員会は、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言等を総合的に判断して、本調査を開始した日から起算して150日以内に不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の額等について認定する。また、本来存在すべき基本的な要素の不足等により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為として認定する。
2. 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合には、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
 3. 調査委員会は、不正使用、不正行為が認められなかった場合において、告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、その旨の認定も行うものとする。認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 4. 調査委員会は、認定を終了したときは、直ちに最高管理責任者に報告する。

(不服申立て)

- 第11条 不正を行ったと認定された被告発者は、調査結果の通知日から14日以内に、調査委員会に対して不服申立てを行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
2. 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。新たな調査委員は、第7条第1項に準じて指名するとともに、第4項、第5項及び第6項に準じた手続きを行う。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときはこの限りではない。
 3. 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行うことを決定した場合には、直

ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

4. 最高管理責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは、告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る配分機関及び文部科学省に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始を決定したときも同様とする。
5. 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
6. 最高管理責任者は、再調査の報告に基づき、不服申立てに対する決定を行い、その結果を告発者、被告発者に通知する。また、配分機関及び文部科学省に報告する。
7. 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

第4章 報告・措置、処分及び結果の公表

(報告・措置)

- 第12条 最高管理責任者は、第10条第4項による報告に基づき、その結果を告発者、被告発者、関係部署の長等に通知するとともに、配分機関及び文部科学省に報告する。
2. 最高管理責任者は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、公的研究費の管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関等に提出しなければならない。なお、期限までに調査が完了していない場合には、調査の中間報告を提出するものとする。
 3. 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は速やかに認定し、配分機関等に報告しなければならない。
 4. 前項のほか、配分機関等の求めに応じ、調査終了前であっても、調査の進捗状況報告及び中間報告を行わなければならない。
 5. 最高管理責任者は、調査に支障がある場合、当該調査の事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(処分)

- 第13条 最高管理責任者は、不正を行ったと認定された場合は、当該研究費の使用中止

を命ずるとともに、教職員就業規則その他関係諸規程及び不正防止等に関する規程に従って処分を課すものとする。

2. 最高管理責任者は、不正を行ったと認定された論文等の取下げを勧告するものとする。
3. 告発等が悪意によるものであると認定された場合は、教職員就業規則その他関係諸規程及び不正防止等に関する規程に従って処分を課すものとする。

(調査結果の公表)

第14条 最高管理責任者は、不正を行ったと認定された場合は、原則として速やかに調査結果を公表する。公表の内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容等を公表するものとする。

2. 不正が行われなかったと認定された場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が学外に漏洩した場合は、調査結果を公表する。
3. 最高管理責任者は、調査の結果、告発等が悪意によるものであることが判明及び認定された場合は、告発者の氏名・所属、認定した理由を公表する。

第5章 その他

(研究データの保存・開示)

第15条 研究者は、研究成果の第三者による検証可能性を確保するために、研究データをその性質や研究分野の特性等に応じて一定期間保存し適切に管理するとともに、必要な場合に開示しなければならない。

(情報発信)

第16条 この規程を学内外に公表する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、学校法人塚本学院理事会の議を経て行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から改正実施する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から改正実施する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から改正実施する。